

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 和田怜



## 訴えの追加的変更申立書

平成31年4月1日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也



同 重 村 祯 昭



同 勝 又 陽 香



同 友 久 康 弘



## 第1 訴えの追加的変更にかかる請求の趣旨

1 被告は、被告との間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結した者のうち、被告から別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言が記載された契約書面の交付を受けた者に対し、以下の事項を、本判決確定の日から7日以内に、文書により通知せよ。

### 記

(1) 被告が、被通知者に対し、別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言が記載された契約書の交付をしたことは、クーリング・オフを妨げるためクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為を禁止する法律の条項（特定商取引に関する法律第6条第1項第5号、同法第6条第1項7号）に違反していること。

(2) 被通知者は、通知受領時において、特定商取引に関する法律に基づき、上記工事請負契約をクーリング・オフすることができること。

(3) 上記(1)(2)の通知は、原告と被告との間の本件訴訟における判決主文に基づいて、被告の義務として行っていること。

2 被告は、原告に対し、本判決確定の日から14日以内に、前項の通知結果につき、通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付した文書により、報告せよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 訴えの追加的変更にかかる請求原因

### 1 はじめに

本準備書面による訴えの追加的変更の申立ては、特商法58条の18第1項に基づき、被告が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して、クーリング・オフを妨げるためクーリング・オフに関する事項（特商法58条の18第

1項1号口所定の事項のうち同法6条1項5号又は同法6条1項7号に掲げられた事項)につき不実のことを告げるという禁止行為を現に行ったことを理由として、その違反によって生じた妨害状態たる消費者の誤認を除去する必要から、「停止若しくは予防に必要な措置」(特商法58条の18第1項)との文言で規定されている妨害排除請求権に基づき、誤認除去の措置を請求する内容のものである。

## 2 特商法58条の18第1項の妨害排除請求権の要件事実

### (1) 特商法58条の18第1項の条文

特商法58条の18第1項は、次のとおり規定している。

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
  - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
  - ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
  - ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

### (2) 要件事実総論

特商法58条の18第1項は、「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求するこ

とができる。」と定め、訪問販売業者に対し、作為義務を課すこと（妨害排除請求）を認めている。

したがって、適格消費者団体は、不実告知の結果として生じた、消費者の誤認を除去するための措置を、訪問販売業者に請求することができる。

このような、特商法58条の18第1項に基づく、妨害排除請求をするための要件事実は、クーリング・オフに関する事項について不実告知のなされている本件においては、以下のとおり整理することができる。

- ① 原告が、適格消費者団体であること。
- ② 被告が、
  - i) 訪問販売にかかる契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、
  - ii) クーリング・オフに関する事項その他購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（特商法6条1項5号、同法6条1項7号）につき、
  - iii) 不実のことを告げる行為を、
  - iv) 不特定かつ多数の者に対して、
  - v) 現に行つたこと。

### (3) 要件事実各論

「i) 訪問販売にかかる契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは、被告がクーリング・オフ妨害の目的で行為したことを意味する。クーリング・オフ妨害の目的は、被告による告知内容が、客観的に見て、購入者によるクーリング・オフの権利行使を本来のものより困難にする内容のものであれば、当然に推認される。

「ii) クーリング・オフに関する事項その他購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（特商法6条1項5号、同法6条1項7号）につき」とは、被告による告知内容についての限定であり、不実の評価を受ける被告の告知内容は、クーリング・オフに関する事項（特商法6条1項5号）あるいは、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（特商法6条1項7号）についてのものであることを要する。

「iii) 不実のことを告げる行為」にいう不実とは、客観的に真実又は真正

でないことを意味する。告知手段には特段の制限はなく、書面はもちろん、口頭での告知でもよい。

「iv) 不特定かつ多数の者に対して」にいう「不特定かつ多数」とは、特定されていない相当数という意味である。

「v) 現に行ったこと」とは、過去において現実に不実告知が行われたことを意味する。適格消費者団体の妨害排除請求権は、過去に現に行われた不実告知によって生じた結果の排除を目的とするものであるから、不実告知が今後とも行われるおそれの有無は、妨害排除請求権の成否を左右する事情ではない。

### 3 本件事案における請求原因

本件で、被告は、訪問販売の方法で、不特定かつ多数の顧客と水道工事請負契約を締結するにあたり、別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言が記載された契約書の交付を現にしていた。

別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言は、その客観的な内容から見て、クーリング・オフに関する事項そのもの（特商法6条1項5号）、あるいは、クーリング・オフの適用除外に関する購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの（特商法6条1項7号）であるとともに、いずれも、クーリング・オフができないこと、あるいは、クーリング・オフが制限されることを告知するものであって、明らかにクーリング・オフ妨害の目的で告知されているものである。

別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言の記載のある契約書面の交付が不実告知に該当することは、既に、原告の平成30年11月30日付け第1準備書面において詳述したとおりである。

なお、被告は、別紙クーリング・オフ告知文言目録1の文言の記載のある契約書面の交付を現時点ではしていない旨、立証を伴わない主張をしているが、仮に法に違反したクーリング・オフ告知を記載した契約書が、現時点では交付

されておらず、その交付が繰り返されるおそれがないとしても、係る違反により生じた、なお現存する妨害状態たる消費者の誤認を排除するため、「停止若しくは予防に必要な行為」（妨害排除請求＝作為請求）として、追加的変更にかかる請求の趣旨記載のような訂正通知に係る請求をすることは、当然に認められる。

以 上

## クーリング・オフ告知文言目録

### 1 【クーリング・オフについて】

1. お客様が、弊社にお電話等で住居での作業を要請された場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超えない場合、原則として、契約の申込みの撤回または解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）の対象となりません。
2. お客様が、最初のお電話等での要請に加えて、追加または変更の要請をお電話等で行った場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超えないときは、原則として、クーリング・オフの対象となりません。
3. 弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超える場合（例えば、お客様がお電話で台所蛇口の水道の修理を要請しお客様が追加または変更の要請電話等をされないで、台所蛇口の交換に至った場合など）は、クーリング・オフの対象となります。
4. お客様が事業者で、その営業活動に関連して弊社に作業を依頼した場合は、クーリング・オフの対象となりません。
5. 3,000円未満の現金取引である場合は、クーリング・オフの対象となりません。

### 2 【クーリング・オフについて】

1. 弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超える場合（例えば、お客様がお電話で台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために弊社が来訪した際に、台所の水漏れ以外に、台所のリフォームを新たに勧誘して、台所のリフォームに至った場合など）は、契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）の対象となります。

2. お客様が、弊社にお電話等で住居での作業を要請された場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された範囲を超えない場合〔来訪した際に十分に説明させて頂きますが、例えば、トイレの詰まりの修理を要請し、その修理のために弊社が来訪した際に、弊社による調査の結果、トイレの詰まりの原因が排水管内の汚物等の詰まりにあり、排水管内の汚物等を除去しないとトイレの詰まりが解消しない場合、排水管内の汚物等を除去するためにする作業は、お客様がお電話等で要請された作業（トイレの詰まりの修理）の範囲内と評価されることもあります。〕、クーリング・オフの対象とならない場合があります。
3. お客様が事業者で、その営業活動に関連して弊社に作業を依頼した場合には、クーリング・オフの対象となりません。
4. 3000円未満の現金取引である場合は、クーリング・オフの対象となりません。